

学校図書館メディア基準（案）

公益社団法人全国学校図書館協議会

2000年3月21日制定

2020年●改訂

改訂の趣旨

学校図書館メディア基準（2000年3月21日制定）は、教育課程の展開に寄与し、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的とする学校図書館に必要な、印刷メディア、視聴覚メディア、電子メディア等、学校図書館メディアの最低基準を定めたものである。制定後、20年の節目に当たり、学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメントを視野に入れて、学校教育の中核に位置付く学校図書館の機能を発揮するのに必要な基準を示すことにした。

【1】基本原則

本基準は、印刷メディア（図書、新聞、雑誌等）、視聴覚メディア（CD、DVD等）、電子メディア（アプリ、webサイト、動画サイト、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY等）をもって構成する。

【2】印刷メディア（図書）

1. 蔵書の最低基準冊数

「蔵書の最低基準冊数」の計算式は、右表を用いる。

右下は「蔵書の最低基準冊数」のグラフである。

「蔵書の最低基準冊数」 (冊)

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	15000	20000	30000	
7～12	15000+700×A	20000+800×A	30000+900×A	A=6をこえた学級数
13～18	19200+600×B	24800+700×B	35400+800×B	B=12をこえた学級数
19～24	22800+500×C	29000+600×C	40200+700×C	C=18をこえた学級数
25～30	25800+400×D	32600+500×D	43800+600×D	D=24をこえた学級数
31以上	28200+300×E	35600+400×E	47400+500×E	E=30をこえた学級数

2. 蔵書の配分比率

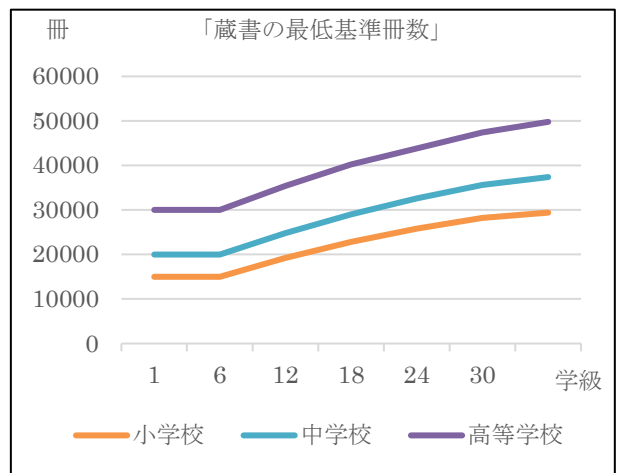
(1) 標準配分比率

蔵書の配分比率は、冊数比とし、次の数値を標準とする。義務教育学校、中等教育学校については対応する校種の標準配分比率を準用する。

(2) 配分比率の運用

配分比率の運用には、次の事項を考慮する。

- ・教育課程、地域の実情等を考慮する。
- ・絵本、まんがは、主題をもとに、分類する。
- ・特別支援学校は、各校の実情に応じる。
- ・専門教育を行う学科又はコースを有する高等学校・中等教育学校は、その専門領域の図書の配分比率について考慮をする。



「蔵書の配分比率」 (%)

	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 技術	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	合計
小学校	6	3	16	10	16	6	5	8	5	25	100
中学校	6	5	16	10	15	6	5	8	6	23	100
高等学校	7	7	16	12	14	6	4	8	7	19	100

3. 年間購入冊数と購入費

(1) 年間購入冊数

年間に購入する図書の最低冊数は、最低基準冊数×0.1とする。

(2) 年間購入費の算出

年間購入冊数×平均単価＝年間購入費

平均単価は、全国学校図書館協議会が毎年発表する「学校図書館用図書平均単価」を適用する。

【3】印刷メディア（新聞）

新聞の購読紙数は、学級数にかかわらず、小学校6紙、中学校8紙、高等学校10紙を最低基準とする。購読部数については、数量基準を定めない。

「雑誌の最低基準数」 (タイトル)

学級数	小学校	中学校	高等学校
1～12	10	15	20
13以上	15	20	25

【4】印刷メディア（雑誌）

雑誌の最低基準はタイトル数を学級数に応じて定める。

【5】視聴覚メディア（CD、DVD等）

「視聴覚メディアの最低基準数」 (枚)

視聴覚メディアのうち、CDやDVD等のメディアに収められていて、専用の再生装置（視聴覚機器）が必要なものを対象とする。

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	200	300	400	
7～12	200+22×A	300+24×A	400+26×A	A=6をこえた学級数
13～18	332+20×B	444+22×B	556+24×B	B=12をこえた学級数
19～24	452+18×C	576+20×C	700+22×C	C=18をこえた学級数
25～30	560+16×D	684+18×D	832+20×D	D=24をこえた学級数
31以上	656+14×E	792+16×E	952+18×E	E=30をこえた学級数

【6】電子メディア（全般）

電子メディアは、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY等、有料のものを対象に数量基準を定める。

「電子メディア数量基準数」 (件)

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	1500	2000	3000	
7～12	1500+70×A	2000+80×A	3000+90×A	A=6をこえた学級数
13～18	1920+60×B	2480+70×B	3540+80×B	B=12をこえた学級数
19～24	2280+50×C	2900+60×C	4020+70×C	C=18をこえた学級数
25～30	2580+40×D	3260+50×D	4380+60×D	D=24をこえた学級数
31以上	2820+30×E	3560+40×E	4740+50×E	E=30をこえた学級数

【7】運用に関する事項

1. 蔵書の最低基準冊数に達していない場合には、10年間を目途に整備を図る。

2. 特別支援学校においては、それぞれの校種別基準を準用するものとする。

また、障害に応じて特に必要とする領域のメディアについては、考慮をする。特別支援学級を設置する学校においても同様とする。

3. 専門教育を行う学科またはコースを有する高等学校・中等教育学校・義務教育学校は、その専門領域に必要なメディアの冊数またはタイトル数を最低基準冊数または最低基準タイトル数に加える。

4. 蔵書の構成にあたっては、配分比率とともに、各学年の発達段階を考慮するものとする。特に小学校にあっては、1、2学年向けの図書を蔵書の1/3を目安に確保することが望ましい。

5. 印刷メディア、視聴覚メディアは10年間、電子メディアは3年間を目途に更新を図る。

6. 学校図書館の機能を十分に発揮するためには、中核となる地域の学校図書館支援センターの創設、地域の学校図書館・公共図書館や資料館等を相互に結ぶネットワークの組織化を行い、メディアの共有、相互利用を積極的に進める必要がある。